

## 令和8年度外国人材の住宅確保支援業務委託仕様書

### 1 目的

不動産事業者に対して外国人材（技能実習・特定技能）の入居を受入れる利点や、入居受入に役立つ情報等を周知し、不動産事業者が持つ不安感を軽減して、受入企業や外国人材が良好な住宅を円滑に確保できる環境を整備する。

### 2 背景

人口減少や少子高齢化に伴う人手不足の解消に向け、本県では、外国人材の受入れ・共生対策事業の一環として、外国人材の円滑な住宅確保に向けた取組を行っている。

令和7年度に行った調査では、過去に外国人によるトラブルの経験がないにもかかわらず生活ルールや言語の不安等から外国人の入居受入に消極的であるとする不動産事業者が約7割であった。

このため、セミナー等の実施により不動産事業者の実務上の不安を軽減し、外国人の入居受入に消極的な事業者の意識変容を促す。

### 3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月25日まで

### 4 業務内容

#### (1) 不動産事業者向け外国人材入居受入に関するセミナー実施業務

外国人材の入居受入の必要性や、受入のメリット、外国人材入居で想定されるトラブルとその対応策等を周知するためのセミナーを実施する。

##### ○オフラインセミナー

- ① 対象者 県内に事業所を置く不動産事業者
- ② 開催回数 合計5回（広島市、呉市・尾道市・福山市・東広島市各1回）
- ③ 実施内容 2時間程度、参加者20名程度

前半…受託者による講演（60分程度）

- ・ 人口減少の状況を踏まえた外国人材の入居受入の必要性
- ・ 外国人材入居受入に役立つ実務ノウハウ（想定されるトラブルと対応例や多言語生活サポート・翻訳ツール等の紹介）
- ・ 現場で活躍する外国人材の人物像紹介による先入観・不安感軽減等

後半…参加者によるグループ意見交換（60分程度）

- ・ 意見交換による事例共有、受託者による疑問へのアドバイス等

結び…不動産事業者認定制度の周知・申請促進

終了後に参加者の意識変化や今後の外国人材受入れ意向等に関するアンケートを実施のうえ集計すること。

- ④ 実施期間 10月中旬までにセミナーすべて完了させること。
- ⑤ 実施場所 受託者において会場選定を行うこと。(設営・準備等含む)
- ⑥ セミナー  
開催周知 受託者で主体的に実施すること。各回20名程度を集めるための周知計画(対象、方法、回数、スケジュール)を事前に提出すること。  
周知方法は、単なるインターネット上の告知等にとどまらず、メールや電話等による依頼など、複数手法をあわせて実施すること。周知先一覧表等の作成が必要な場合は受託者において準備すること。
- ⑦ 実施計画 プログラム構成、講師情報、資料、原稿、運営体制等を事前に提出すること。  
セミナー資料は、個別訪問や座談会での意見や課題を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこと。
- ⑧ 実施報告 報告時期…実施後10日以内  
内容…開催周知方法・件数のほか、参加事業者一覧と、アンケート結果を報告すること。

○不動産関係団体と共催するオフラインセミナー

- ① 対象者 不動産関係団体に所属する事業者
- ② 開催回数 合計1回(広島市内)
- ③ 実施内容 30分程度  
受託者による講演  
・説明資料は上記オフラインセミナー資料を参考に作成すること。  
※資料は紙資料で200部用意すること  
終了後に参加者の意識変化や今後の外国人材受入れ意向等に関するアンケートを実施のうえ集計すること。
- ④ 実施時期 令和8年7月23日を予定
- ⑤ 実施場所 会場は不動産関係団体が用意(会場費及び設営不要)
- ⑥ 実施計画 講師情報、資料、原稿等を事前に提出すること。
- ⑦ 実施報告 報告時期…実施後10日以内  
内容…アンケート結果を報告すること。

## ○オンライン（オンデマンド）セミナー

- ① 開催回数 4回（オンライン実施後、同様の内容をオンデマンドとして県ホームページ等へ掲載する）
- ② 実施内容  
オンラインセミナー  
1回 20分程度とし、テーマは個別訪問や座談会での意見や課題を踏まえ、受託者が提案し発注者と協議のうえ決定する。  
オンデマンドセミナー  
公開する動画は、オンラインで実施したセミナー投影画面を録画した程度のものであり、テロップ・BGM付加等の編集はなくてよい。発言等がインターネット上に掲載する上でふさわしい動画となるよう、オンデマンド用に再録画を指示する必要がある。
- ③ 掲載場所 広島県ホームページ等（掲載作業は県が実施）
- ④ 動画形式 ホームページ上の掲載にふさわしい形式とすること。
- ⑤ 実施期間 12月中旬までに、全てのオンラインセミナーを実施しオンデマンドセミナー動画を提出すること。  
また、オンデマンドセミナー動画は各オンラインセミナー実施後の10日以内に提出すること。
- ⑥ セミナー開催周知 「○オフラインセミナー⑥ セミナー開催周知」と同様
- ⑦ 実施計画 「 // ⑦ 実施計画」と同様
- ⑧ 実施報告 「 // ⑧ 実施報告」と同様

## （2）不動産事業者への個別訪問

セミナーを開催していない地域やセミナーへの参加が少ない地域の不動産会社に個別訪問を行い、外国人入居に関する悩みの聞き取りやセミナー参加を促す。

- ① 実施内容  
・個別訪問を行う地域（複数の地域でも可）を選定し、個別訪問先の不動産リストを作成すること（30社を想定）  
・不動産会社に訪問し、外国人入居に関する悩みを聞き取りし、助言等行うこと。また、セミナー参加を促し、アンケート調査を行うこと。
- ② 実施報告 訪問計画を作成し、事前に承認を得ること。また、聞き取りやアンケート結果について、とりまとめ報告すること。

## 5 業務の体制

受託者は、本業務に必要な人員として、総括責任者及び副責任者を配置し、責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲について提出すること。

## 6 成果品

報告書（紙媒体原則A4判両面印刷）と電子成果品（CD-R）を各1部提出すること。

なお、報告書は次のものとする。

- ・ セミナー開催報告書（各回の実施計画、実施報告、全体を通したアンケートの分析結果）
- ・ 個別訪問報告書（聞取票、全体を通したアンケートの分析結果）
- ・ 全体報告書（成果、アンケート等実施結果を踏まえた課題整理、課題に対する対策案の提示）
- ・ セミナー各種の講演資料データ、オンデマンドセミナー動画データ

## 7 特記事項

- （1） 本業務の実施にあたり、県から事前に提供する資料（不動産事業者に対するアンケート等の調査結果、不動産事業者向け普及啓発資料・セミナー資料（Microsoft PowerPoint データ））を活用すること。
- （2） 受託者は、セミナー開催、個別訪問にあたり、事前に実施計画書を提出し発注者の承諾を得ること。その他、本業務の実施方法に関する不明点は事前に発注者と協議すること。
- （3） セミナー開催の周知や個別訪問先リストの作成については、発注者や公益社団法人広島県宅地建物取引業協会等の不動産関係団体と連携して行うこと。